

平成十八年における 船舶海難及び人身事故の 発生状況について

海上保安庁警備救難部救難課

一 平成十八年における船舶海難と

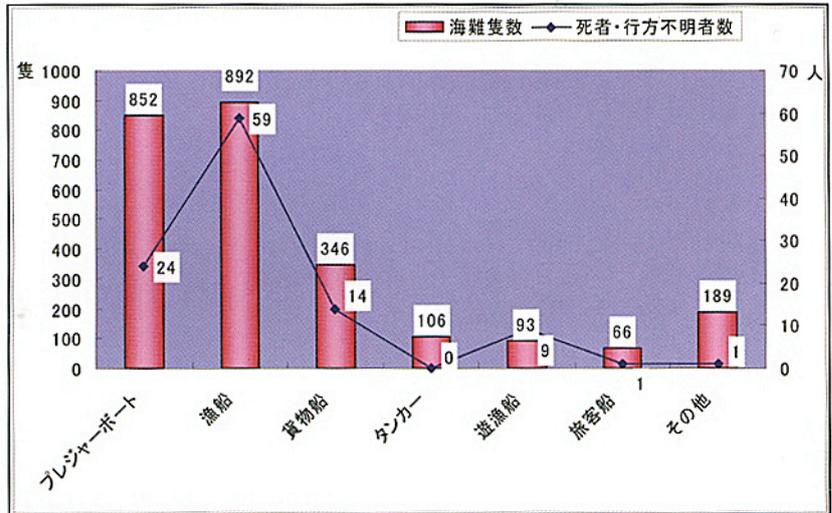
人身事故の発生状況

平成十八年に海上保安庁が取り扱った衝突、転覆など船舶海難の発生隻数は二、五四四隻（前年に比べ六二隻増）で、これに伴い一〇八人（十三人減）の方々が死亡・行方不明となっています。

発生隻数を船種別に見ると、漁船が八九二隻（八三隻増）で最も多く、次いでプレジャーボートの八五二隻（二二隻減）、貨物船三四六隻（十二隻減）と続きます。

また、死者・行方不明者については、漁船が五九人（八人減）と最も多く、次いでプレジャーボートの二四人（一人増）と続きます。（別図1参照）

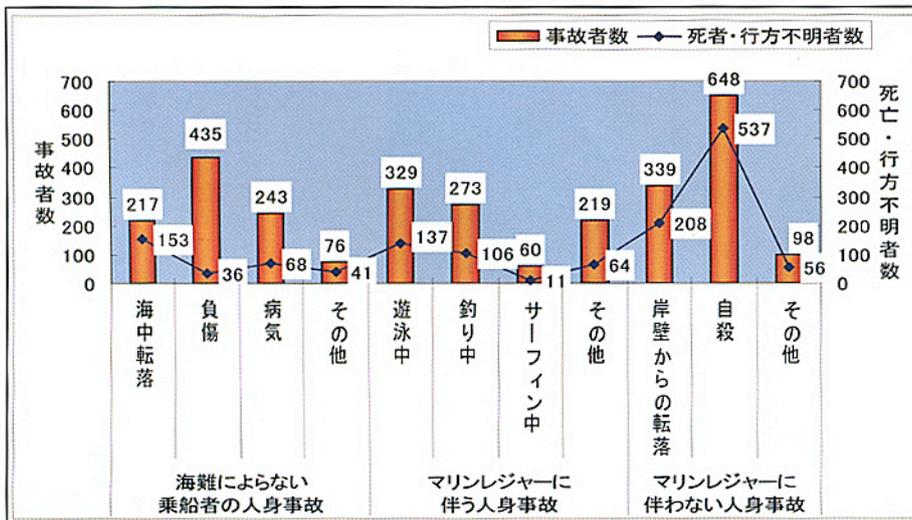
別図1 海難の発生状況（平成18年）



一方、人身事故（海難によるものを除く。）は、二、九三七人（前年に比べ一八三人増）で、一四一七人（百十二人増）の方々が死亡・行方不明になっており、昨年と比べて大幅に増加しています。

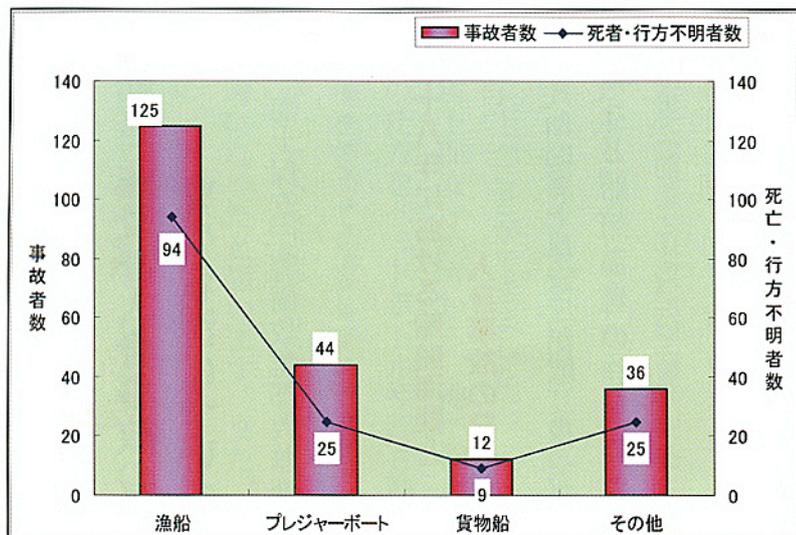
このうち、死者・行方不明者について見ますと、自殺が五六五人（六八人増）、岸壁

別図2 人身事故の発生状況（平成18年）



等からの海中転落が二〇八人（三人増）、船舶からの海中転落が一五三人（二二人増）となっています。また、マリネジャーに伴う事故（海難によるものを除く。）では、遊泳中が一三七人（九人増）と最も多く、次いで釣り中が一〇六人（十五人増）と続いています。（別図2参照）

別図3 船舶乗船者の海中転落の発生状況（平成18年）



特に、船舶からの海中転落について見ると、事故者二一七人（前年に比べて二九人増）中、一五三人（二二人増）が死亡・行方不明になっていますが、中でも、漁船の海中転落による死者・行方不明者が九四人（十二人増）で半数以上を占めています。（別図3参照）

二 自己救命策確保についてのお願い

海上保安庁では、このような結果を踏まえて、海上における死者・行方不明者を減少させるために、

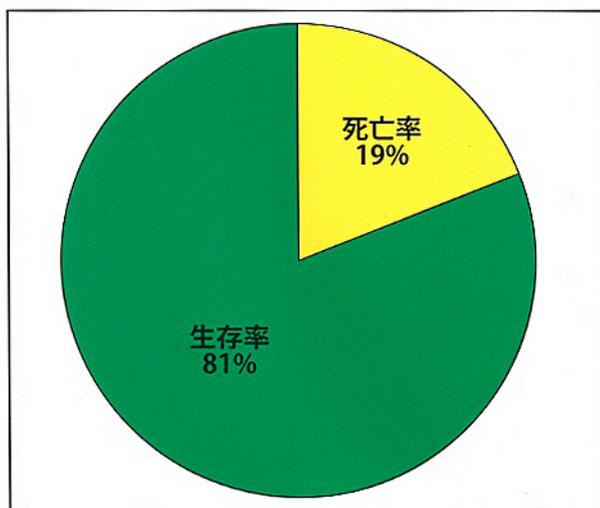
- ① ライフジャケットの常時着用
- ② 防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保
- ③ 一一八番の有効活用

を三つの基本とした、「自己救命策の確保」を積極的に推進しています。

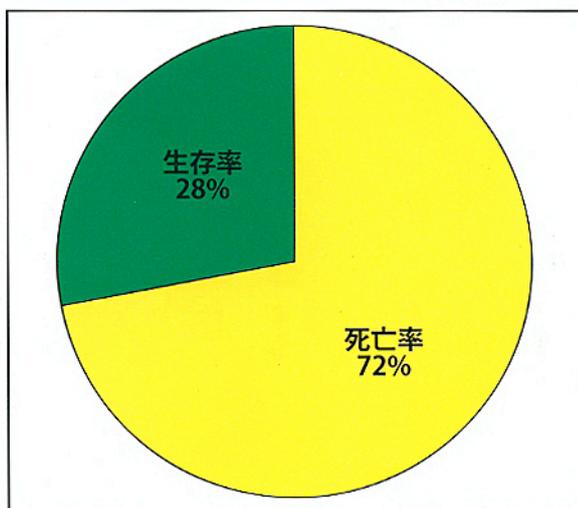
漁船・プレジャーボート等からの海中転落者（平成十四年から十八年）について、ライフジャケットの着用・非着用でデータを見ると、着用者の生存率は八一パーセント（死亡率は一九パーセント）であるのに対し、非着用者の生存率は二八パーセント（死亡率は七二パーセント）という結果となっております。（別図4-1、4-2参照）

ライフジャケットを常時着用するとともに、防水パック、一一八番の有効活用をお願いいたします。

別図4-1 ライフジャケット着用



別図4-2 ライフジャケット非着用



※ 平成14年から平成18年の漁船・プレジャーボート等からの海中転落者の生存率